

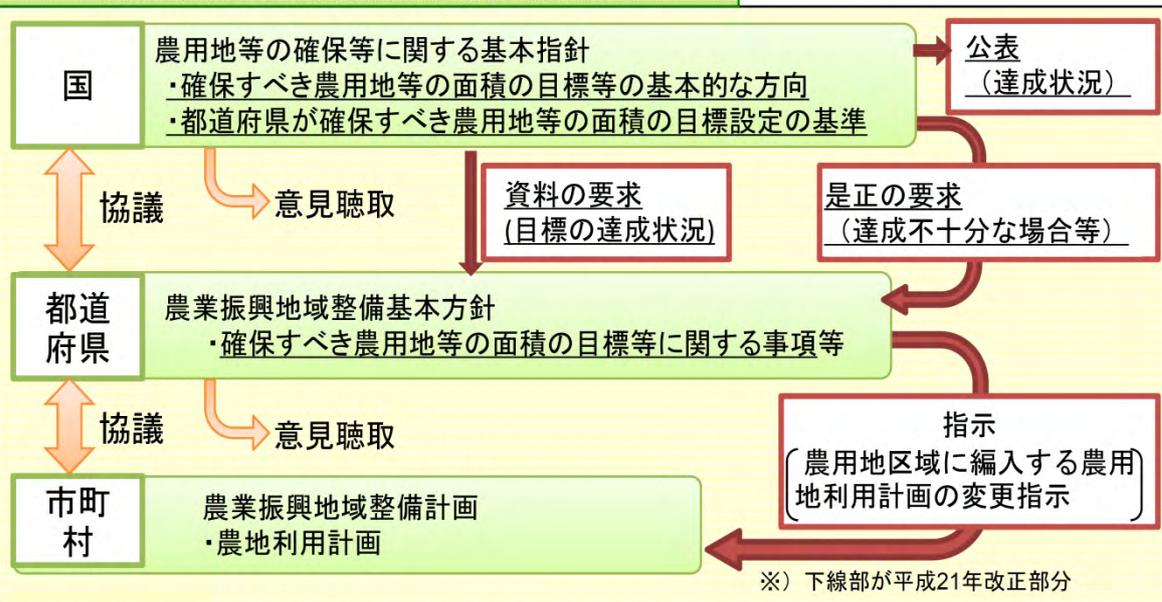
農用地区域内農地の総量確保の仕組み

- 農林水産大臣は、農用地等の確保について国の基本的な考え方が都道府県の定める農業振興地域整備基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画に反映されるよう「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。
- 平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画を踏まえ、同年6月に公表した基本指針においては、平成32年の農用地区域内の農地（耕地）面積の目標を415万haと設定。

農用地等の確保等に関する基本指針の概要

- 農用地区域内の農地の確保に関する基本的な方向
 - ・平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成21年407万ha）よりも8万ha増の415万haを目標として設定
 - ・農用地への積極的な農地の編入や除外の抑制等の取組
 - ・耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の保全・有効利用を促進
- 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準
- 農業振興地域の指定基準 等

優良農地の確保に向けた仕組み



農用地区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び戸別所得補償制度の導入を始めとする各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

平成21年現在の農用地区域内の農地面積 **407万ha**

すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農用地区域からの農地の除外	△12万ha	農用地区域への編入・除外抑制等	+11万ha
耕作放棄地の発生	△16万ha	耕作放棄地の発生抑制	+15万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+10万ha

これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成32年時点の農用地区域内の農地面積 **379万ha (すう勢)**

平成32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 **415万ha**